

令和2年度射水市障がい者総合支援協議会 次第

と き：令和2年6月3日（水）午前10時30分～

ところ：射水市役所本庁舎 401会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 令和元年度地域活動支援センター及び相談支援事業実績報告 資料1

(2) 令和元年度障がい者総合支援協議会 専門部会報告 資料2

(3) 令和2年度地域活動支援センター及び相談支援事業計画 資料3

(4) 第5期射水市障害福祉計画進捗状況（令和元年度分） 資料4

(5) 地域生活支援拠点等について 資料5

(6) 第6期射水市障害福祉計画について 資料6

4 その他

令和元年度射水市障がい者地域活動支援センター実績報告

委託先	射水福祉あいネットいみず	類型	地域活動支援センターⅠ型
標準利用人員	20人/日	委託金額	12,000千円

1 事業総括

令和元年度目標	
(基礎的事業) ・相談員の資質（面談技術の向上及び社会資源の活用・調整力）の向上 ・利用者ニーズに即した創作的活動、生産活動と地域支援プログラムメニューの工夫・充実 (Ⅰ型事業) ・ボランティア団体の活用の工夫と市民に対するボランティア参加の呼びかけの強化 ・民生児童委員、障がい者相談員や各種関係機関との連携の強化のための取り組みの実践	
事業内容	成果
基礎的事業 (1) 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用に関する相談、家族・人間関係に関する相談、成年後見に関する相談等を受けた。傾聴の姿勢で十分に話を聞き、的確なニーズ把握を行い、病院や包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら対応した。942件の相談のうち、509件は福祉サービスの利用計画作成を行った。 障がい者本人及び家族の心の拠り所としての役割を担った。 相談内容別では、福祉サービスに関するものが779件と最も多く、全体の約8割を占めている。 障がい別では、知的障がい者からの相談が545件と最も多く、次いで身体障がい者120件となっている。
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズに即した創作的活動、生産活動の展開とメニューの工夫・充実を図り、フラワーアレンジメントや暑中見舞い絵はがき、アロマワックスシャシェなど季節や年間の行事を考慮しながら制作等に取り組んだ。 地域活動支援センターでは、利用者同士が気軽に話し合える場づくりや雰囲気づくりに努め、年間延べ1,139名が創作的活動や生産活動、憩いの場に参加している。 創作的活動の主なものとしては、昼食・お菓子づくり、工作、描画等を実施し、延べ499名が参加した。生産活動の主なものとしては、新聞チラシで作るゴミ箱や案内文書折り等を実施し、延べ62名が参加した。また、余暇支援活動として、カラオケ&ココス、新年の集い等を延べ11回企画し、210名が参加している。
(3) 社会との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中学生とともにクリスマスの交流活動を企画し、利用者が中学生とどンドン焼きづくりや音楽活動に取り組み、交流を図った。 広報誌や納涼祭・苑祭の案内を利用者とともに地域に配付し、参加を呼びかけた。
Ⅰ型事業（機能強化事業） (1) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化及び調整	<ul style="list-style-type: none"> 年間155回のサービス調整会議を通し、医療・福祉並びに地域の関係機関等との連携を図った。 特別支援学校を卒業する生徒に対し、適切な進路への移行が円滑に進むよう保護者、教師、事業所等による移行支援会議を開催した。

(2) 地域住民ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中学校の調理室を使用して、ボランティア交流会を開催し、料理や歌などの活動を行った。中学生の障がい者に対するボランティア意識が高まった。 ・地元の大学等に地域活動支援センターの行事のボランティア協力を求めた。ドッジビーを用いたスポーツ交流活動を学生ボランティアに企画、運営をしてもらい、スポーツと料理作りを楽しんだ。 	
(3) 障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き大学教授を講師に迎え、手話通訳も依頼して、射水市内の2校の中学生や民生委員等を対象に「地域・共生社会とは」を演題にして教育と福祉の講演会を行い、障がいに対する理解の促進と普及を図った。 ・広報誌やホームページを活用して相談窓口の普及を図った。 ・障がい者週間にポスター掲示や障がい者の作品展示を行い、障がい福祉への理解、啓発普及を行った。 ・交流を図るとともに、普及啓発を目的に積極的にボランティア及び実習生を受け入れた。(延べ実習生31名 活動ボランティア16名) 	
(4) 地域活動支援センター間の調整	・市内4か所の地域活動支援センター間の連絡調整と、毎月第2木曜日に開催されるセンター連絡会の運営を行った。(年12回)	
職員配置について		
区 分	氏 名	資 格
管理者	岸谷 茂	
センター長・相談支援員	滋野 雅治	
相談支援専門員	田尻 里子	社会福祉士、介護福祉士
相談支援専門員	石本美智代	社会福祉士
相談支援専門員	北野 武晴	社会福祉士、精神保健福祉士
相談支援専門員	原田 早季	社会福祉士
生活支援員	吉川 恭子	

2 相談支援の実績

(1) 運営体制について

相談窓口

窓 口	場 所
受付窓口 8:30~17:15 電 話 24時間(17:15~翌8:30は留守番電話対応) ファックス 24時間 メール 24時間	

(2) 相談件数について(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

①相談方法別件数(延べ件数)

訪問	来所	同行	電話
583	32	11	154

電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
0	155	6	1	942

②相談内容別件数(延べ件数) (相談内容を重複計上)

福祉サービス	障がい理解	医療機関同行	服薬・健康管理	不安解消	幼稚・保育園紹介
779	36	3	15	7	0

教育・進路	家族・人間関係	年金・生活保護	金銭管理	家事	育児
1	7	10	6	0	0

就労	サークル活動	外出・移動	虐待	成年後見	その他	合計
2	0	6	3	19	48	942

③相談受付件数(延べ人数)

身体	重心	知的	精神	発達	高次脳
120	0	545	88	53	0

その他(重複無)	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他(重複あり)	合計
12	62	16	6	0	40	942

3 創作的活動及び生産活動、社会との交流促進の参加実績(延べ人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
創作的活動	27	58	57	57	49	53	30	23	19	40	47	39	499
生産活動	1	7	15	0	0	4	2	0	0	8	17	8	62
社会との交流促進	48	57	65	57	54	53	45	40	29	54	48	28	578
合計	76	122	137	114	103	110	77	63	48	102	112	75	1139

4 課題

- ・ 保健・医療・教育・労働・司法等、関係機関との連携強化と調整について
- ・ 家族の高齢化に伴う支援や家庭の力の弱い利用者への対応について
- ・ 利用者の高齢化に伴う介護と障がいの連携体制について
- ・ 民生児童委員や障がい者相談員、地域住民ボランティアとの連携強化について
- ・ 利用者の高齢化や病状の悪化により地域活動への参加機会の減少

令和元年度射水市障がい者地域活動支援センター実績報告

委託先	特定非営利活動法人ふらっと	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	10人/日	委託金額	6,000千円

1 事業総括

令和元年度目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症の方のライフステージに於ける実態・強度行動障がい・医療的ケアの必要な方の在宅支援・他機関とのネットワークの構築に関する研修を行う。 ・ 本人の障がい特性を認め家族の考えも肯定的に捉えることにより、本人家族が元気に生活できるような環境づくりを目指す。 ・ 地域、学校との出会いや連携を大切にして、ボランティアの方が来やすく、利用者とボランティアが楽しく活動できる場としての機能を高めたい。 ・ 制度改正に対応できるような情報収集に努め、請求事務のシステム化を図る。 ・ 子育て支援についても見識を積み、虐待や貧困などの現在の子どもの問題についても考えていく。 	
	成果
基礎的事業 (1) 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の相談件数は、1,644件と、例年よりも500件以上増加した。相談内容としては、児童の家庭からの不安解消、特に乳幼児の障害告知、受容の段階の相談数が増大した。また、自閉症の方の余暇支援として、行動援護サービスの希望や、家族が緊急の用事や地域の会合等への出席等により不在となるため、慣れた自宅での見守りや、夜間のケアが必要という相談も多くあった。 ・ 重心者（児）、医療的ケア、重度重複の方々にサービスを提供する場合、他市にお願いするケースが多いことに、射水市の課題を感じた。また、発達障害の方の就労支援や就労定着支援、家族関係に関する相談が昨年度よりも増えた。 ・ 市内外のサービス事業所の営業日や営業時間の変更により（特に土曜日や祝祭日）、利用者のニーズが受け入れられず、受け入れ先を探すことが増々困難になってきていることも、射水市の課題として捉えられる。 ・ 障がい児者の母親に対して昼食会を開催し、悩みや不安、問題を話し合い情報交換をすることで日頃のストレスを発散し、今後の生活の活力を沸かせる場の提供となった。 ・ 医療的ケア児の親子に対しても、昼食会を開催し、安心して利用できる場が欲しいとの声を聞かせて頂いた。殆どがNICUから退院して間もなく、母子密着の生活における閉塞感、孤立感を訴えられた。悩みや不安、情報交換、悩みや不安解消の場の提供をした。 ・ 在宅診療医を求める医ケア児ママの想いを見据えて、地域の小児科医に地域活動支援センターに滞在して頂き、相談の場を設けた。 ・ 相談支援専門員現任研修や、強度行動障害養成研修、市の相談支援事業ケアマネジメント実地指導、相談支援専門員協会の研修等、外部の研修に多く参加して技能の向上に努めた。 ・ 真生会富山病院の明橋医師を囲んでの子育て相談に、障がいのある母子と健常児母子が混ざり合って参加され、子育ての悩みを共有できた。 ・ 入所施設を利用しておられる方が、週末帰省をされた時に、日中を過ごす場所として自費での預かりに対して希望があり、年間を通じて対応している。

(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供

- ・創作活動は子育て中の母親や乳幼児達と一緒に取り組む姿が印象的であった。外部講師を招いてのペープサートや七夕飾り、サンタさんのプレゼント袋や季節の折り紙・アクセサリーなどの作品をアーティストさん達に協力してもらいながら作った。
- ・生産活動はパウンドケーキや牛乳パックを再生したお面作り、フェルトのバックやポーチの制作をして、射水市役所庁舎ロビーでの展示や、地域共生フォーラムや高岡なべ祭りなどでの販売をした。全員で作成したタペストリー「芸術の木」が、パイロット展で金賞を受賞した。
- ・地域の高齢ボランティアの方とサツマイモやジャガイモの植え付けから収穫までの作業を行い、それらの収穫物でふらっと収穫祭をして皆で楽しんだ。
- ・障がい者施設で生産した花苗を購入し、高齢ボランティアの方とプランターに花を植えて育てた。
- ・地域の農家と連携して、イチゴ狩りに幼児と一緒に参加して、農家の方や子育て中の親子との交流が深まった。
- ・自閉症の方や知的障がい児童が偶然に作った作品や絵を、プロのデザイナーに見てもらい、デザイナー登録をもらった。今後、商品化をしアーティストとして社会参加する機会の提供も支援したいと考えている。
- ・富山型デイサービスの啓発DVD「わやわやでやわやわ」や、NHKのショートストーリーズなどに、たくさんの利用者さんが被写体となり、地域共生社会への啓発に努めた。

(3) 社会との交流促進

- ・射水市・高岡市の介護・福祉事業所4か所と共に企画し、スポーツ交流会「第5回スポランふらっと杯」を開催し、カターレ富山の選手の方を招いて、各事業所の利用者・スタッフ、子育て中の親子と共に運動を通じて交流した。
- ・ボランティアは民生委員や学生、社会人など多くの方の協力をいただき、クリスマス会やピアガーデンを催すことができた。日頃ボランティアをしてくださる方への感謝を込めて、ボランティア交流会も開催した。介護現場で働く外国人とも交流した。
- ・今年度も県内外からの視察や見学の方の訪問が多く、視察者の方への対応に、利用者が自ら関わる姿が見られた。
- ・実習では富山短期大学の学生や、県外大学生などを受け入れた。
- ・「射水市障がい者理解促進研修・啓発事業」として、県外から講師を招いて「青山幸弘氏の楽ワザ介護術」を開催し、車椅子からの移乗や日常生活な面での身体介護の技術を学んだ。センター利用者の方にもモデルとして参加していただき、ご家族や、地域住民、他法人事業所の職員等、幅広い人と一緒に介護技術を学ぶとともに交流を深めた。
- ・毎年公民館で行われている「3世代交流ふれあいまちつき大会」に参加し、地域の方々、民生委員、園児たちとの交流を深めた。
- ・富山型デイサービス事業所の全国大会「地域共生フォーラム」において、障がい児・者の親子や地域の親子が共にステージに登り、国や県の行政の方と直接交流し、意見を発表する場を設けた。

職員配置について		
区 分	氏 名	資 格
管理者・センター長・相談支援専門員	宮袋 季美	
相談支援専門員	山本 真紀子	社会福祉士・保育士
相談支援専門員	池田 美幸	社会福祉士・保育士
相談支援専門員	棚田 清志	社会福祉士・介護支援専門員
支援員	鍋本 雅美	介護福祉士
支援員	増川 元英	

2 相談支援の実績

(1) 運営体制について

相談窓口

窓 口	場 所
受付窓口 8:30~17:15 電 話 24時間(17:15~翌8:30は留守番電話対応) ファックス 24時間 メール 24時間	

(2) 相談件数について(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

①相談方法別件数(延べ件数)

訪問	来所	同行	電話
87	580	9	401

電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
12	89	399	67	1,644

②相談内容別件数(延べ件数) (相談内容を重複計上)

福祉サービス	障害理解	医療機関同行	服薬・健康管理	不安解消	幼稚・保育園紹介
1,179	97	18	235	177	7

教育・進路	家族・人間関係	年金・生活保護	金銭管理	家事	育児
49	33	12	2	12	20

就労	サークル活動	外出・移動	虐待	成年後見	その他	合計
27	3	21	0	3	32	1,927

③相談受付件数(延べ人数)

身体	重心	知的	精神	発達	高次脳
234	181	805	65	175	8

その他(重複無)	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他(重複あり)	合計
86	66	20	0	0	4	1,644

3 創作的活動及び生産活動、社会との交流促進の参加実績(延べ人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
創作的活動	9	10	16	6	10	3	6	9	5	7	11	10	102
生産活動	5	10	7	6	2	3	4	4	8	8	4	4	65
社会との交流促進	17	96	20	8	134	18	135	43	196	22	32	5	726
合計	31	116	36	20	146	24	145	56	209	37	47	19	886

- ① 放課後等デイサービスの利用希望者は変わらず多く、強度行動障害や医療的ケア児等、特に障害の重い児童については、他市の児童発達支援センターや、放課後等デイサービス事業所に頼っている状態である。
- ② 幼児から児童へ、児童から成人への移行期に、相談支援事業所が変更となる場合が多いが、依頼があるのは年度末に集中するため、対応に追われた。これまでの経緯や、情報、その後の見立てなど行政や、前相談支援事業所との丁寧な引継ぎが必要だと感じた。
- ③ 年度末に新型コロナウイルス感染拡大防止のための支援学校休校を受け、放課後等デイサービス利用に関する相談や、デイサービス事業所等の開所日変更や利用人数の制限等により、居宅での入浴についてサービス変更の相談があり、対応した。緊急時の相談支援体制や、障害福祉サービス利用に関する情報提供など、地域生活を安心して送るためにも、地域生活支援拠点の整備が急がれる。また、今後は新しい生活様式に合わせて情報を届けたり、相談が受けられるように、SNSを活用した相談支援システムの構築が必要。
- ④ 重度重複障がいや医ケアなど、緊急時の受入れとして、ショートステイや入院という形だけでなく、今日明日と緊急的に発生した事案についての利用のニーズや、夜間、在宅でのパニック対応や、体調が不安定になったり、行方不明の時など、家族だけではやり過ぎせない事態の収束に家庭へ出向くことがある。このような緊急時における対応について、制度にならないだろうか。
- ⑤ 行動援護を行う事業所が射水市内にはないため、他市の事業所に依頼している。その一方で、自閉症や重度の知的障がいの方々、慣れた人(家族や利用先の支援者など)と過ごしたいというニーズが強く、通所している事業所の余暇支援に頼りがちである。移動支援や行動援護のニーズや制度はあるものの、まだまだ利用率は少ないのが現状と思われる。
また、新しい生活様式では、密に集まる場ではなく、行動援護や移動支援等の訪問系での余暇支援に對しての工夫が必要となってくる。

令和元年度射水市障がい者地域活動支援センター実績報告

委託先	特定非営利活動法人ワークホーム悠々	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	10人/日	委託金額	6,000千円

1 事業総括

令和元年度目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の状況やニーズに応じたプログラムの実施 ・ピア活動の環境作りの強化 ・関係機関、地域との連携 ・障害に対する理解促進を図るための活動を行う 		
事業内容	成果	
基礎的事業 (1) 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は1,343件（月平均112件/前年度1,084件）。 ・相談者内訳は精神障がい者が1,186件（88% 前年度より増加）と最も多い。体調によっては1日に何度も電話があったり、時間を要するものも多い。 ・相談内容は不安の解消、福祉サービスの利用（ともに約35%）が多い。 ・サービス等利用計画作成の対象者は53名（前年度50名）となっており、延べ196件（前年度185件）の計画作成、モニタリングを実施した。独居の方への関わりが増加。また、当法人以外のサービス利用者に対する計画立案は32件となっている。 ・地域包括支援センターや子育て支援課と連携して関わるケースが増えた。 ・地活の登録・計画相談で関わっていなくても、定期的に相談に来られる方が増えた。 	
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターには新規登録者1名、再登録者2名あり。年度末時点で43名登録。開所日239日、年間延べ1,473名の利用あり（前年度1,490名）。 ・毎月の利用者ミーティングにてプログラムを企画。動的・静的なプログラムを作成している。初めて運動会を開催し、自分たちの考えた競技で楽しんだ。 ・創作的活動として絵画、習字などを実施。 ・ピア活動として自主的にプログラムを企画し、活動をした。また、継続的に親亡き後の勉強会を実施。 ・外部講師を招いて絵手紙教室などを行ったり、利用者自身が講師となって水彩画のワークショップを実施した。 ・火、木曜の午後はワークホーム悠々（就労継続支援B型）へ移動してステップアップを目指す方の作業時間帯と位置付けており、定期的に利用する方が増えた。また、所内では空き缶つぶしによる工賃収入を得た。 	
(3) 社会との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、周辺地域の街頭清掃等（延べ104名参加）を実施した。 ・外出行事では公共交通機関や近隣施設の利用を図った。 ・民生委員やヘルスポランティア、家族会の方々と行事などを通じて交流を図った。行事後の反省会では、ボランティアから感想や意見をもらいながら、障害理解の促進にも努めた。 ・利用者家族の交流会を開催し、親亡き後についてお互いの悩みを話しあった。 ・町内会へ資源回収の依頼や行事のお誘いを行い、交流を図った。 	
職員配置について		
区 分	氏 名	資 格
管理者・相談支援専門員	戸田みどり	精神保健福祉士
指導員・支援員	合歡垣 円	訪問介護員養成研修2級課程修了
指導員・支援員	品川祐美子	介護職員基礎研修課程修了
指導員・支援員	黒田 祐子	

2 相談支援の実績

(1) 運営体制について

相談窓口

窓 口	場 所
地域活動支援センターつどい	同左
受付窓口 9:00~16:00 電 話 24時間(受付時間以外は留守番電話対応) ファックス 24時間 メール 24時間	

(2) 相談件数について(平成31年4月1日~令和2年3月31日) ※市内のみ

①相談方法別件数(延べ件数)

訪問	来所	同行	電話
226	160	17	619

電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
18	31	272		1,343

②相談内容別件数(延べ件数) (相談内容を重複計上)

福祉サービス	障害理解	医療機関同行	服薬・健康管理	不安解消	幼稚・保育園紹介
494	148	3	45	492	

教育・進路	家族・人間関係	年金・生活保護	金銭管理	家事	育児
	50	4	25	22	10

就労	サークル活動	外出・移動	虐待	成年後見	その他	合計
25	3				22	1,343

③相談受付件数(延べ人数)

身体	重心	知的	精神	発達	高次脳
31		46	1186	51	

その他(重複無)	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他(重複あり)	合計
		19	9		1	1,343

3 創作的活動及び生産活動、社会との交流促進の参加実績(延べ人数) ※市外含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
創作的活動	82	80	61	69	56	43	56	53	85	79	73	94	831
生産活動	21	26	19	27	23	32	31	26	14	16	14	14	263
社会との交流促進	23	46	36	31	27	44	32	42	17	36	33	12	379
合計	126	152	116	127	106	119	119	121	116	131	120	120	1,473

4 課題

<ul style="list-style-type: none"> 多様で、自主的な活動参加への支援 関係機関や地域との連携 移動支援の必要な方の使えるサービスが限られている 夜間や休日に使えるサービスが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 家族交流会の在り方の検討 本人理解(アセスメントの重要性) 親亡きあとの住むところ 人員の不足
--	--

令和元年度射水市障がい者地域活動支援センター実績報告

委託先	特定非営利活動法人 むげん	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	15人/日	委託金額	6,000千円

1 事業総括

令和元年度目標	
<p>地域活動支援としては、利用される方のニーズの掘り起こし、掘り起こしたニーズに沿ってプログラムを創出するとともに、様々な機会を捉えて社会交流をより一層充実させ、自立する力の促進を図りたい。コミュニティカフェ「よってかれま」も、開催頻度や形態等を模索しながら、「街づくり」を展開していきたい。また、当事者活動を当事者だけでなく地域の他事業所や各種団体も巻き込んで推進していければと思う。</p> <p>相談支援については、引き続き多種多様な相談に応じるとともに、計画相談にも対応したい。一つ一つの相談を大切に、適宜・適切に対応できるように更に研鑽を積み、地域福祉の相談窓口として、持てる専門性を発揮できればと思う。また、行政をはじめ関係諸機関との連携もより深め、引き続き「誰もが住み慣れた街で当たり前前に暮らせる」街づくりを実践していきたい。</p>	
事業内容	成果
<p>基礎的事業</p> <p>(1) 相談内容 福祉サービス利用 日中活動 家族間調整 経済問題 単身生活の課題調整 その他</p> <p>(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供</p> <p>(3) 社会との交流促進</p>	<p>家庭や地域での対応困難例、引き籠り、若年性認知症、親亡き後の問題等々、多くの方から多種多様な相談を受けている。また、地域移行や地域定着等にも取り組み、「住み慣れた地域で当たり前前に暮らす」を実現するために、行政機関や関係機関等と連携を図りながら活動を展開している。一つ一つの事例を大切にしながら、必要に応じて各種制度や事業、インフォーマルな支援等も活用し、個々のニーズに的確に応えるだけでなく、そこからみえてくる課題を地域課題として捉え対応することを心掛けている。</p> <p>利用される方のニーズに沿って、切り絵や水彩画、書道や絵手紙等の創作活動、野菜や球根植え、花の鉢植え作り、軽作業等の生産的活動を行い、持てる能力等の維持・向上を図っている。</p> <p>納涼祭は自治会や営農等と共催、クリスマス会には自治会や長寿会ボランティアや企業の方、種々関係者を招待し、多くの方に参加していただいた。</p> <p>地元営農からの依頼で農作業の手伝いや、球根や鉢植え、農作物等を販売することで社会との交流も図っている。民生委員の方の見学や研修会、生涯学習会、依存症やピアフレンズ等の当事者活動への支援家族懇談会等も開催し、啓発活動も推進している。</p>
<p>I型事業（機能強化事業）</p> <p>(1) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化及び調整</p> <p>(2) 地域住民ボランティアの育成</p> <p>(3) 障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発活動</p> <p>(4) 地域活動支援センター間の調整</p>	

職員配置について		
区 分	氏 名	資 格
管理者		
センター長・相談支援員	二口 貢	精神保健福祉士・相談支援専門員
相談支援員	二口 裕子	〃
相談支援員	門田 悦子	〃
相談支援員	福島 千尋	〃

2 相談支援の実績

(1) 運営体制について

相談窓口

窓 口	場 所
受付窓口 8:30~17:00 電話 24時間(17:00~翌8:30は留守番電話対応) ファックス 24時間 メール 24時間	

(2) 相談件数について(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

① 相談方法別件数(述べ件数)

訪問	来所	同行	電話
384	118	3	477

電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
1	11	1	14	1009

② 相談内容別件数(述べ件数) (相談内容を重複計上)

福祉サービス	障害理解	医療機関同行	服薬・健康管理	不安解消	幼稚・保育園紹介
408	471	1	0	136	0

教育・進路	家族・人間関係	年金・生活保護	金銭管理	家事	育児
0	25	15	22	0	0

就労	サークル活動	外出・移動	虐待	成年後見	その他	合計
19	0	0	0	0	79	1176

③ 相談受付件数(延べ人数)

身体	重心	知的	精神	発達	高次脳
66	0	5	834	18	0

その他(重複無)	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他(重複有)	合計
29	0	5	8	0	44	1009

3 創作的活動及び生産活動、社会との交流促進の参加実績（延べ人数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
創作的活動	43	42	37	44	37	33	41	48	34	55	54	49	517
生産活動	46	53	41	58	45	39	55	52	70	55	59	85	658
社会との交流促進	82	68	112	71	61	81	69	69	60	50	72	48	843
合計	171	163	190	173	143	153	165	169	164	160	185	182	2018

4 課題

地域活動支援センターは月平均延べ約170名の方に利用していただき、創作活動や生産活動、社会交流促進等の事業を行ってきた。事業所内では、毎月「新しい自分を発見する会」、毎週土曜日に自主交流活動第4土曜日には依存からの脱却を目指す仲間づくりの場としてリカバリの会を開催。地域との協働の活動としては、毎年恒例の納涼祭を近隣自治会と共催で開催、クリスマス会は自治会をはじめ多くの関係者を招き、夫々100名を超える参加者を得てきた。毎月の健康づくり教室や各種研修会等で、地域の方々との交流機会を設けるとともに、協力を得ながら活動を行ってきた。また、ピア活動を軸とした当事者活動や家族研修等を行い、孤立防止として単身生活の方や家族力の低下した家庭等の相談にも数多く応じてきたコミュニティカフェ「よってかれま」では、ギャラリーでの地域の方等の作品展示や融資による習い事等の披露、外部講師を招いての研修会や講演会等を開催し、障がいを持たれる方や高齢の方をはじめ、誰もが安心して過ごせる街づくりを一緒に推進してきた。相談支援事業では、月に延べ約100件の相談を受けている。引き籠りの方に関する相談、様々な問題を抱える家庭に対する相談等、地域の相談窓口として、多種多様な相談に応じてきた。

種々な相談、新規計画相談を受ける中から見えてきた課題としては、所謂80/50問題や老障介護、単身障がい者の高齢化、引き籠り、若年性認知症等々、様々な問題が多様化するとともに複雑化していること等が挙げられる。また、地域移行や地域定着も中々進まず、それに関連するであろうピアの活動も思うように進んではいない。事業所間の横の繋がりもあるようでなく、夫々の活動が点在して線にはなっていないように思われる。地域包括ケアシステムや地域拠点を形成するためにも、連携を強化してこれら課題に取り組むことが必要と思われる。

令和元年度 射水市相談支援事業実績報告（あいネットいみず）

委託先 射水福祉会 あいネットいみず	委託金額 6,000千円
--------------------	--------------

1 障がい者相談支援事業に関すること

事業内容	実績
(1) 福祉サービスの利用援助に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市子育て支援センター(キッズポートいみず)で行われた射水市地区相談会に相談支援スタッフとして9回出席し、障がい児の進路についての指導、助言を行った。 ・支援学校卒業生に対して3回の移行支援会議、3回のケース会議などを通して福祉サービスの利用に向けて支援した。
(2) 社会資源を活用するための支援に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県発達障がい者支援センター「ほっぷ」と連携し、利用者、保護者、事業所と相談支援員で、障がいの理解や利用者の就業面や生活面での課題解決に向けての面接や会議等を年間3回行った。
(3) 社会生活力を高めるための支援に関する こと	
(4) ピアカウンセリングに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室や工作教室などの創作活動の後に障がい者同士が気軽に話し合う機会を提供した。自由に意見交換する中で、マナーやルールなどを学び合うことができた。
(5) 権利擁護のために必要な援助に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関して、男性2件女性2件の申立支援を実施した。1件につき4回～8回にわたり、行政書士会や医療機関、社会福祉課などと連携しながら情報提供、連絡調整を行った。両親が高齢のため叔母からの申立支援。高齢の父子家庭で残された姉妹のための申立支援。母親が高齢病弱のための申立支援。 ・父子家庭の障がい者に対して、金銭管理の不安から成年後見の相談を受けた。成年後見センターや社協等と検討し、成年後見は利用負担が大きいので日常生活自立支援事業を利用するための支援・同行を行った。
(6) 専門機関の紹介に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、病院、発達障がい者支援センター、就業・生活支援センター、厚生センター等を紹介し、連絡調整をしながら対応した。

2 相談支援機能強化事業に関すること

事業内容	実績
(1) 専門的な知識を必要とする困難事例等への支援に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市障がい者総合支援協議会相談支援部会（年6回）での困難事例の検討・協議を通して、障がい者の生活困窮、引きこもり、就学などの地域課題やヘルパーや見守り体制などの必要な社会資源についての提言を行った。 ・困難事例の検討を通して、保健・福祉・医療・教育等、関係機関との連携作りに努めた。

<p>(2) 射水市障がい者総合支援協議会の開催及び運営並びに構成員に対する専門的な指導、助言等に関する事</p>	<p>・射水市障がい者総合支援協議会において、各相談支援事業及び障がい者地域活動支援センターの活動の現状、課題等について検討を行った。</p>
	<p>・相談支援部会を奇数月第4木曜日に（13：30～15：30）に定期的に開催し、様々な事例の共有化を図った。9月の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の勉強会では、障がい者が地域で生活するうえで、射水市としてのどんな強みがあるか、また、知的・身体・精神障がいをはじめ、重複障がいや発達障がいの人たちへの支援や社会資源の活用についての検討を行った。</p>
	<p>・就労支援部会を年2回開催し、第1回は支援学校卒業生の進路状況や就労系事業所の就労状況についての報告などを行った。「ハローワーク高岡」より平成30年度の雇用状況や障害者雇用に関する最近の状況（高齢障がい者は就職に結びつかず、就労系の事業所を利用するケースが増えてきている）等の報告を受け、高岡障害者就業・生活支援センター、各事業所、関係機関間で、情報の共有がなされた。</p> <p>・第2回は、障がい者の就労定着を図るうえで、射水市商工会が毎年企業に実施している調査の障がい者雇用に関する設問にワーキンググループで検討した設問を追加することを報告した。</p>
	<p>・サービス事業者部会を2月28日に開催した。地域生活支援拠点事業をテーマに富山県厚生部障害福祉課自立支援係長数岸正基氏より事業の説明があり、グループワークを通して射水市の課題について検討した。23名出席</p>
	<p>・子ども部会では、医療的ケア児、発達障がい児の課題をテーマに9月17日、10月21日、2月18日の3回開催した。役割分担などの事前打ち合わせは3回行った。富山県厚生部障害福祉課地域支援係川村純子氏を講師に招いて、「富山県における重症心身障害・医療的ケア児者の支援体制の現状等について」を演題に講義を拝聴した。来年度は、各関係機関の取組の情報提供と家庭と教育、福祉の連携について協議を進めていく予定。</p>
<p>(3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した事業実施計画の作成に関する事</p>	<p>・具体的な計画作りを進めるために、個別のケースを通して地域課題の整理、分析を行った。</p>

課題

- ・地域生活支援拠点等に向けての整備の促進
 - ・障がい者の自立支援に係る地域の課題の抽出と社会資源の開発
- ・相談員の資質向上を図るための研修会

令和元年度障がい者総合支援協議会 専門部会報告

【相談支援部会】

月日	協議事項
H31.4.25	・平成31年度相談支援部会 開催月及び事例提供のテーマや検討の進め方について ・意見交換「相談支援の課題について」
R1.5.23	事例検討「異性関係で問題を抱える方への支援について」
R1.7.25	事例検討「独居の知的障がい者が地域で暮らしていくために」
R1.9.26	勉強会「障がい者が地域で暮らすための強みを探そう」 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ・事例報告「地域移行支援・地域定着支援の支給決定」 ・「障がいのある方が地域で暮らすための強みを探そう」個人ワークおよび発表
R1.11.28	事例検討「姉妹で自立していくためには、どんな支援が必要か」
R2.1.23	事例検討「精神保健福祉手帳の取得を考えている10歳男児への支援について」
R2.3.26	・今年度の提供事例の振り返り ・地域生活支援拠点等の整備について

◎令和元年度 活動報告

- ・令和元年度は隔月(奇数月)第4木曜日に開催。担当を決めて事例を提供し合い検討を行った。
- ・検討から得られた指摘や助言をもとにケース支援に取り組み、振り返りを年度末に報告。
- ・令和元年度は、前年度、課題としてあげられた、生活困窮をテーマに事例検討を行った。
- ・事例検討から、障がい者本人の支援だけではなく、家族ぐるみの支援が必要な家庭が多いことが把握でき、他機関や多職種との連携が必要であることが認識できた。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて高岡厚生センター射水支所を講師に勉強会を行った。勉強会に合わせ、障がいのある方が地域で暮らすために必要な支援について話し合った。
- ・事例検討、勉強会を通して、地域とのつながり、連携の少なさが課題としてあげられた。地域ケア会議の開催、各種サポーター、家族会等との連携も今後の課題である。
- ・市内に身体障害、児童への医療的ケアに対応できる事業所が少ないことも地域の課題である。

◎令和2年度に向けての取り組み

- ・相談支援専門員、相談支援担当者のスキルアップ
- ・地域生活支援拠点整備の相談支援機能の部分と連携した相談支援体制の検討
- ・高齢分野と合同での研修、事例検討等

令和元年度 射水市障がい者総合支援協議会 相談支援部会名簿

	機関名	備考
1	高岡厚生センター射水支所	
2	高岡支援学校	
3	高岡障害者就業・生活支援センター	
4	射水市社会福祉協議会	
5	地域活動支援センターつどい	
6	ふらっと	
7	あいネットいみず	
8	特定非営利活動法人 むげん	
9	片口サポートセンターわが家	
10	ソーシャルサポートういんず	
11	COCORO SUPPORT	
12	輝星	
13	太閤の杜相談支援事業所	
14	グリーンヒルズ若草病院	
15	太閤山病院	

【子ども部会】

◎第1回

日時	令和元年7月9日(火)13:30~15:30
場所	射水市役所 401会議室
内容	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>(1)講義 「富山県における重症心身障害・医療的ケア児の支援体制の現状等について」 講師:富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係 川村純子氏</p> <p>(2)医療的ケア児にかかる情報共有(自己紹介、事業内容、医療的ケア児との関わり等)</p> <p>(3)医療的ケア児の支援体制状況の把握についてアンケート実施</p>	

◎第2回

日時	令和元年10月11日(金)13:30~15:30
場所	射水市役所 202会議室
内容	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>(1)講義 「『ほっぷ』は何をしているのか?~業務実績と地域連携の取り組み~」 講師:富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」副センター長 北川忠氏</p> <p>(2)発達障がい児への支援の現状・連携について 情報共有</p>	

◎第3回

日時	令和2年2月18日(火)13:30~15:30
場所	射水市役所 401会議室
内容	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長挨拶</p> <p>3 参加者の自己紹介</p> <p>4 第1回子ども部会・第2回子ども部会報告</p> <p>(1)「第1回子ども部会について」部会長より報告 医療的ケア児の支援について 医療的ケア児支援体制状況アンケート実施結果報告 来年度の医療的ケア児班の取り組みについて各機関からの意見交換</p> <p>(2)「第2回子ども部会について」部会長より報告 発達障がい児の支援について 参加事業者等の意見紹介</p> <p>5 その他 令和3年度からの第6期射水市障害福祉計画に、障がい児についての取り組みを数値目標に掲げるための話し合いの場となるような子ども部会にしていきたい。次年度は関係機関の取組みや課題の具体的な連携、情報共有について話し合う予定。</p>	

令和元年度 射水市障がい者総合支援協議会 子ども部会 名簿

	所属機関名	備考
1	高岡児童相談所	
2	高岡厚生センター射水支所	
3	高岡市きずな子ども発達支援センター	
4	富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」	
5	子どもの権利支援センター「ぱれっと」	
6	射水市民生児童委員協議会	
7	高岡支援学校	
8	高岡市立こまどり支援学校	
9	射水市立放生津小学校	
10	射水市立大島小学校	
11	紙飛行機	
12	おりいぶ	
13	ふらっと	
14	ソーシャルサポートういんず	部会長
15	COCORO SUPPORT	
16	輝星	
17	あいネットいみず	
18	はあとぴあ21	
19	射水市保健センター	
20	射水市子育て支援課	
21	射水市教育委員会(学校教育課)	
22	射水市教育委員会(生涯学習・スポーツ課)	
23	射水市社会福祉課	

【就労支援部会】

◎第1回

日 時	令和元年7月31日(水) 13:30
場 所	射水市役所 401会議室
内 容	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長挨拶、出席者自己紹介</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 平成30年度各機関の活動状況について</p> <p>ア ハローワーク高岡から就労支援状況について</p> <p>イ 高岡障害者就業・生活支援センターの支援内容について</p> <p>ウ 高岡支援学校、高岡高等支援学校からの進路状況について</p> <p>エ 各就労支援系事業所による報告事項等</p> <p>〔いみず苑はばたき〕〔ワークホーム悠々〕〔ガチョック〕〔ほまれの家〕〔ジョブステーションさくら北部営業所〕</p> <p>(2) 令和元年度の就労支援部会の取組について</p> <p>企業側の雇用ニーズや障がい者の就労支援における現状の課題の洗い出しを行う。</p> <p>(3) 障がい者就労の取組について(意見交換)</p> <p>(4) その他</p> <p>・新規事業所である就労継続支援B型事業所「シビックプライド新湊」の紹介</p>	

◎第2回

日 時	令和2年2月12日(水) 10:00
場 所	射水市役所 401会議室
内 容	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長挨拶、出席者自己紹介</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 令和元年度各機関の就労状況及び活動について</p> <p>ア ハローワーク高岡から就労支援状況について</p> <p>イ 高岡障害者就業・生活支援センターの支援内容について</p> <p>ウ 高岡支援学校及び高岡高等支援学校について</p> <p>エ 就労支援事業所の就労状況について 〔ほまれの家小杉〕、〔えみふる〕、〔むげん〕</p> <p>(2) 今年度の就労支援部会の取組状況について</p> <p>「令和2年度射水市企業状況調査」に、ワーキンググループで検討した設問内容を追加。調査結果は令和2年度中に公表される予定。</p> <p>(3) 精神医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について</p> <p>(4) その他</p> <p>4 次年度にむけて</p> <p>「令和2年度射水市企業状況調査」結果を踏まえ、高岡障害者就業・生活支援センターと協力して、障がい者雇用促進のための企業者向けセミナーの開催を検討する。</p>	

令和元年度 射水市障がい者総合支援協議会 就労支援部会名簿

	機関名	備考
1	高岡公共職業安定所(ハローワーク高岡)	
2	高岡障害者就業・生活支援センター	
3	高岡厚生センター射水支所	
4	射水商工会議所	
5	射水市商工会	
6	富山県立高岡支援学校	
7	富山県立高岡高等支援学校	
8	グリーンヒルズ若草病院	
9	太閤山病院	
10	ほまれの家小杉	部会長
11	Self-A ハニービー小杉東	
12	いみず苑「はばたき」	
13	ワークホーム悠々	
14	むげん(ワークプラザここから)	
15	えみふる	
16	ジョブステーションさくら北部事業所	
17	ガチョック	
18	就労継続支援B型事業所 しずく	
19	つどい	
20	ふらっと	
21	射水市商工企業立地課	
22	射水市社会福祉課	
23	あいネットいみず	

【サービス事業者部会】

日時	令和2年2月28日(金)13:00~15:00
場所	射水市役所 305・306会議室
内容	
<p>≪地域生活支援拠点事業の整備に向けた講話・グループ討議を実施≫</p> <p style="text-align: center;">テーマ 射水市における地域生活拠点整備の現状と今後の課題</p> <p>1 開会</p> <p>2 講話</p> <p style="padding-left: 2em;">富山県障害福祉課自立支援課係長 藪岸 正基 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点は全国119の自治体で整備。富山県を含む11県が未整備 ・令和2年度末までに、各圏域に少なくとも1か所整備し、年1回以上検証をしていく ・整備が困難な事業として「緊急時の受入・対応」「専門的人材の養成・確保」 <p style="padding-left: 2em;">今後の課題「地域の社会資源の不足」「整備・運営に係る財源の確保」がある</p> <p>2 質疑応答、感想など</p> <p>3 地域生活支援拠点等の事例紹介</p> <p style="padding-left: 2em;">射水市役所社会福祉課障がい福祉係 主任 益塚 麻里子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度に向け、親亡き後の生活を見据えた地域生活支援拠点の整備を目指す ・先進事例の紹介(5市) <p>4 グループ討議</p> <p style="padding-left: 2em;">各グループに分かれ、各自の事業所の役割や課題等を整理した</p> <p>(1)できていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の施設行事への参加(地域の体制づくり) ・就職先の斡旋(体験の機会・場の提供) ・一部緊急時の受け入れ(緊急時の受け入れ・対応) ・各事業所で研修会を実施。強度行動障害支援者養成研修を受講する(専門的人材の確保・養成) <p>(2)課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療系の施設や緊急時の受け入れ施設が少ない ・射水市内にある高等教育機関(富山福祉短期大学)との連携が希薄である ・基幹となる相談支援事業所が必要である <p>5 閉会</p> <p style="padding-left: 2em;">射水市障がい者総合支援協議会サービス事業者部会 部会長 門田 晋 氏</p> <p style="padding-left: 2em;">部会を通して見えてきた拠点整備に向けた課題について</p> <p style="padding-left: 2em;">市との連携、地域住民との連携、福祉の専門化(福祉推進員、民生委員との自立支援に向けた協力)、高等教育機関との連携の強化など</p>	

令和元年度 射水市障がい者総合支援協議会 サービス事業者部会名簿

	事業所名	備考
1	ワークホーム悠々	
2	る・ふっくらん	
3	シビックプライド新湊	
4	片ロデイサービスわが家	
5	なでしこの里 居宅介護支援事業所 いみずの里デイサービス	
6	つどい	
7	ソーシャルサポートういんず	
8	えみふる	
9	デイサービスセンターりらいあんす	
10	太閤の杜デイサービス	
11	太閤の杜相談支援事業所	
12	ほまれの家小杉	
13	ガチョック	
14	イヤサー新湊	
15	射水市社協ヘルパーステーション	
16	ふらっと	
17	しずく	
18	ケアサークルひばり	
19	富山県高岡厚生センター射水支所	
20	むげん ワークプラザここから	部会長
21	いみず苑	
22	あいネットいみず	
23	射水市社会福祉課	

令和2年度 射水市障がい者地域活動支援センター事業計画

委託先	射水福祉会 あいネットいみず	類型	地域活動支援センターⅠ型
標準利用人員	20人/日	委託金額	12,000千円
令和2年度目標			
(基礎的事業) ・相談員の資質(面談技術の向上及び社会資源の活用・調整力)の向上 ・利用者ニーズに即した創作的活動、生産活動と地域支援プログラムメニューの工夫・充実 (Ⅰ型事業) ・ボランティア団体の活用の工夫と市民に対するボランティア参加の呼びかけの強化 ・民生児童委員、障がい者相談員や各種関係機関との連携の強化のための取り組みの実践			
事業内容		具体的内容	
基礎的事業			
(1) 相談支援	受付窓口 8:30~17:15 電話 24時間(17:15~翌8:30は留守番電話対応) ファックス 24時間 メール 24時間		
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供	①創作的活動の提供 ・料理教室・・・水曜日・金曜日(毎週)、日曜日(月1回) ・手芸、ペーパークラフト等・・・水曜日・金曜日(毎週) ・書道教室、絵手紙教室、壁飾り等 ②生産活動の提供 ・軽作業 ③余暇支援 ・カラオケ、季節行事 軽運動(卓球、ソフトボール、ニュースポーツ、散歩等) ④憩いの場の提供 ・障がい者同士が気軽に来所し、話し合う場(憩いの場)の提供		
(3) 社会との交流促進	・ボランティアを講師に招いたり、ボランティア団体や地域ボランティアに働きかけたりして、社会との交流促進を図る。 ・地域での行事や活動等に積極的に参加し、地域住民との交流を図るとともに、障がい者への理解を深める。		
Ⅰ型事業(機能強化事業)			
(1) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化及び調整	・個別のケア会議の開催を通して連携を強化する。 ・特別支援学校卒業生の移行支援会議を実施し、連携強化を図る。 ・民生児童委員、障がい者相談員等を対象とした研修を開催する。		
(2) 地域住民ボランティアの育成	・地域社協やボランティア団体と連携し、主催行事へのボランティア参加を呼びかけることで、障がい者への理解とボランティアの育成を図る。		
(3) 障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発活動	・ホームページでの情報公開、地域活動支援センターのパンフレット配布等、積極的な普及啓発活動を行う。 ・ボランティアを積極的に受け入れる。		
(4) 地域活動支援センター間の調整	・地域活動支援センター連絡会議を運営する。 毎月第2木曜日 13:30~15:00		
職員配置について			
区 分	氏 名		資 格
管理者	岸谷 茂		
センター長・生活支援員	滋野 雅治		
相談支援専門員	田尻 里子		社会福祉士、介護福祉士
相談支援専門員	北野 武晴		社会福祉士、精神保健福祉士
相談支援専門員	原田 早季		社会福祉士

令和2年度 射水市障がい者地域活動支援センター事業計画

委託先	特定非営利活動法人ふらっと	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	10人/日	委託金額	6,000千円
令和2年度目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点事業の実行に向けて、単に預るだけの緊急時支援ではなく、それぞれの障がい特性や各家庭の実情の応じたオプションサービスを創る。 ・新型コロナウイルスとの共存を計りながらの地域福祉の実現に努める。安全保障型接触サービスによる、従来通りの介助や直接支援と、非接触型サービスによる相談支援や研修、会議などの両立を計るために、今までのサービスを再検討をしながら行う。Withコロナの余暇支援を考えて提供していく。 ・アフターコロナにおいて、テレワークなどの働き方改革によって起こりうる、DVや虐待、プライバシーの問題、コロナ心中、コロナ離婚など、家族の状態を把握する。母親の孤立感や障がいのある子の子育て、介護に加えて、兄弟、夫などの世が増えることによる精神的負担感を開放できるように支援する。 ・自閉症の方のライフステージにおける実態、強度行動障がいや医療的ケアの必要な方の在宅支援、引きこもりや発達障がいの方の自立支援について理解を深める研修を行う。 ・本人の障がい特性を認め、家族の考えも肯定的に捉えることにより、本人家族が元気に生活できるような環境作りを目指す。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるために、インターネットを活用した面談方法や、情報提供のシステム化を図る。 ・子育て支援についての見識を積み、虐待や貧困などの現在の子どもの問題についても考えていく。 ・射水市の課題でもある障がい乳幼児の子育て支援や関り、専門性が必要な強度行動障害、医ケア、引きこもり、発達障がいの方への直接援助技術の向上に努める。 			
		具体的内容	
基礎的事業			
(1) 相談支援		受付窓口 8:30～17:15 電話 24時間（17:15～翌8:30は留守番電話対応） FAX 24時間 メール 24時間	
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供		<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外部講師による屋外での少人数での体験活動を実施する。 ・生産活動については、農作業や園芸など、地域のボランティアの方と屋外でできる活動を中心に行う。自主製品の制作（パウンドケーキ、和紙作品など）を行う。 ・利用者発の偶然のらくがき等をデザイン化したものを商品化する。（ふらっと20年の取り組み） 	
(3) 社会との交流促進		<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや衛生マナーなどについて、看護師や保健師から学ぶ機会を作る。 ・実習生や介護事業所の職員の実習の受け入れに努める。 ・地域行事への参加。 ・ママ、パパサークルの運営援助。 ・登録制でのラインやZOOM等のインターネットを活用したオンラインでの交流会開催。 	
職員配置について			
区 分	氏 名	資 格	
管理者・相談支援専門員	宮袋 季美		
センター長・相談支援専門員	山本 真紀子	社会福祉士・保育士	
相談支援専門員	池田 美幸	社会福祉士・保育士	
相談支援専門員	棚田 清志	社会福祉士・介護支援専門員	
相談支援専門員	熊田 由依	介護福祉士・保育士	
支援員	増川 元英		

令和2年度 射水市障がい者地域活動支援センター事業計画

委託先	特定非営利活動法人ワークホーム悠々	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	10人/日	委託金額	6,000千円
令和2年度目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の状況やニーズに応じたプログラムの実施 ・ ピア活動の環境作りの強化（グループワーク） ・ 関係機関、地域との連携 ・ 障害に対する理解促進を図るための活動を行う 			
事業内容		具体的内容	
基礎的事業			
(1) 相談支援		受付時間 9:00～16:00 電話 24時間（受付時間外は留守番電話対応） FAX 24時間 メール 24時間	
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いつ来ていつ帰ってもいい」という安心できる環境作り ・ ニーズに応じたプログラムや自主企画の実施 ・ 外部講師やボランティアによるプログラムの充実 ・ 週2日、ワークホーム悠々における軽作業の継続 ・ ピア活動の支援 	
(3) 社会との交流促進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出プログラムの実施、公共交通機関等の利用 ・ 資源回収と街頭清掃、草むしり等の実施 ・ 各種団体との合同レクリエーションや交流会の実施、参加 ・ 家族交流会の実施 ・ 地域家族会いみず野と協同し、精神障がいに関する普及啓発に努める ・ 障がい者等の理解を深めるための働きかけの実施 	
区 分			
管理者・相談支援専門員	戸田みどり	精神保健福祉士	
指導員・支援員	合歡垣 円	訪問介護員養成研修2級課程修了	
指導員・支援員	品川祐美子	介護職員基礎研修課程修了	
指導員・支援員	黒田祐子		

令和 2 年度射水市障がい者地域活動支援センター事業計画

委託先	特定非営利活動法人 むげん	類型	地域活動支援センター（基礎的事業のみ）
標準利用人員	15 人／日	委託金額	6, 000 千円
令和 2 年度目標			
<p>地域活動支援事業としては、利用される方を増やすとともに、その方々のニーズを掘り起こし、そのニーズに沿った活動を展開したい。生産的活動や創造的活動を通して、持てる能力の維持・向上を図るとともに、様々な機会を捉えて社会交流をより充実させ、自立する力の促進を図りたい。コミュニティカフェ「よってかれま」はその意味や意義を問い直し、形態や開催頻度等を模索しながら、それを拠点とした「街づくり」を展開していければと思う。また、ピアを軸とした当事者活動を、当事業所だけでなく地域の他事業所や各種団体も巻き込んで推進していければと思う。</p> <p>相談支援については、多様性が一層問われる時代と認識し、引き続き多種多様な相談に応じるとともに、新たな計画相談にも対応したい。一つ一つの相談を大切に、適宜・適切に対応できるように更に研鑽を積み、地域福祉の相談窓口として、持てる専門性を発揮できればと思う。また、行政や関係諸機関等との連携もより深め、引き続き「誰もが住み慣れた街で当たり前暮らしを」街づくりを実践していきたい。</p>			
事業内容		具体的内容	
基礎的事業			
(1) 相談支援		多種多様な相談に応じながら、一つ一つの相談を大切に、必要に応じて関係機関等と連携し、適宜・適切に対応していきたい。また、計画相談を通して捉えられた地域課題等にも取り組んでいきたい。	
(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供		利用される方のニーズを掘り起こし、的確に把握した上で、それに沿った創作活動や生産活動を充実させたい。また、農福連携等、当事業所ならではのオリジナリティを模索し、実践していければと思う。	
(3) 社会との交流促進		納涼祭やクリスマス会、その他、地域の方々と協働して行う活動をより一層充実させるとともに、コミュニティカフェ「よってかれま」等を通して地域との交流を深め、一緒に街づくりを展開していければと思う。ピア活動や孤立防止事業についても研修会や勉強会等を充実させ、更に、当事者活動や家族懇談会等も推進していきたい。	
職員配置について			
区 分	氏 名	資 格	
管理者			
センター長・相談支援員	二口 貢	精神保健福祉士・相談支援専門員	
相談支援員	二口 裕子	"	
相談支援員	門田 悦子	"	
相談支援員	福島 千尋	"	

令和2年度 射水市相談支援事業計画(あいネットいみず)

目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備の促進 ・障がい者の自立支援に係る地域の課題の抽出と社会資源の開発 ・相談員の資質向上を図るための研修会の実施

1 障がい者相談支援事業に関すること

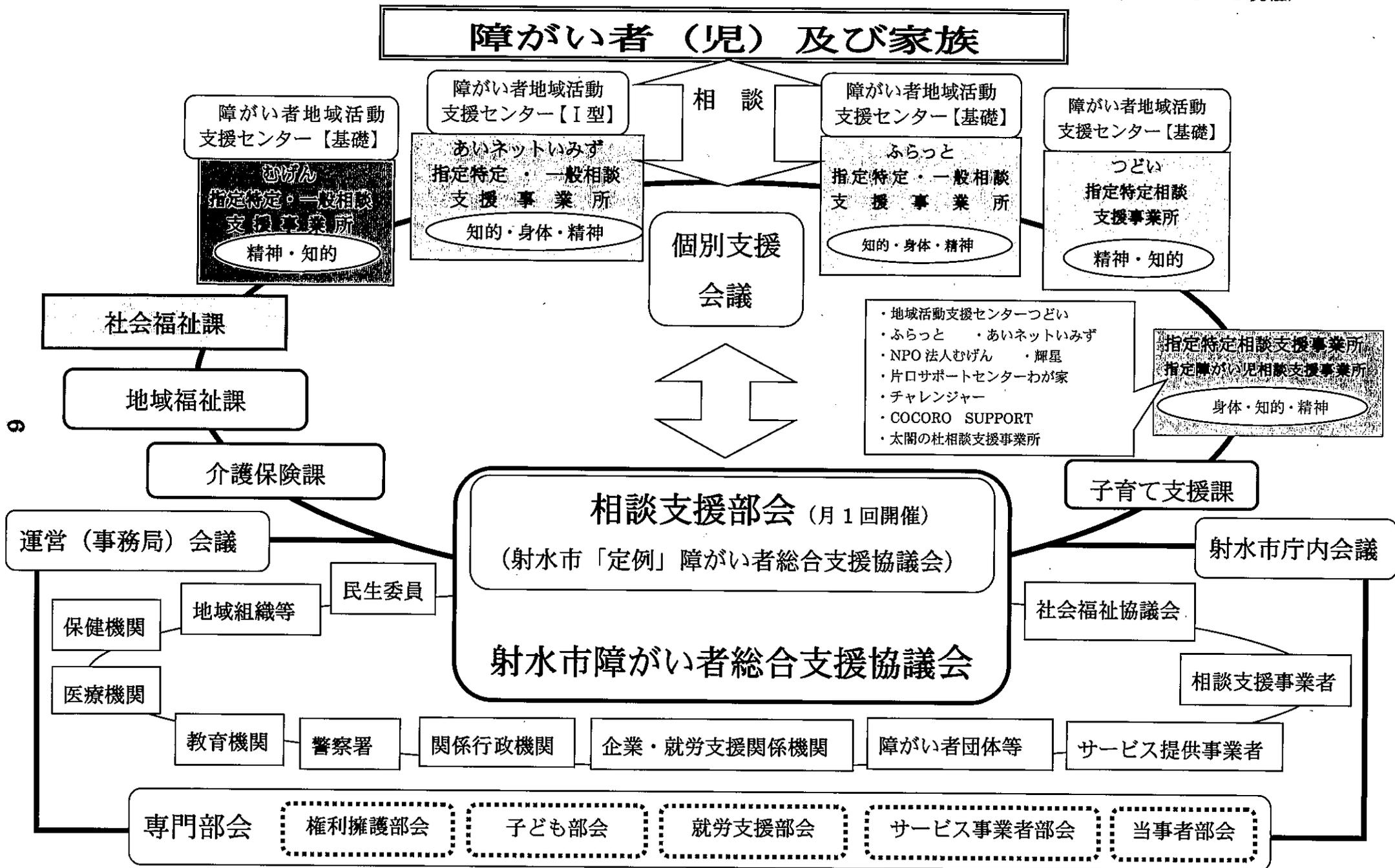
事業内容	実績
(1)福祉サービスの利用援助に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市地区相談会に相談支援スタッフとして出席し、障がい児の進路についての指導、助言を行う。 ・富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」と連携し、発達障がい児・者に対する相談を行う。
(2)社会資源を活用するための支援に関すること	
(3)社会生活力を高めるための支援に関すること	
(4)ピアカウンセリングに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・社会性を身に付けることを目的に、障がい者同士が気軽に話し合う機会を提供する。
(5)権利擁護のために必要な援助に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する支援、日常生活自立に関する支援、障害基礎年金取得に関する支援、障害者手帳取得に関する支援等を行う。 ・当事者、その家族に対し、普及啓発を図るための研修会を開催する。
(6)専門機関の紹介に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、病院、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、保健センター等を紹介を行う。

2 相談支援機能強化事業に関すること

事業内容	実績
(1)専門的な知識を必要とする困難事例等への支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の第4木曜日(13:30~15:30)に開催する「射水市障がい者支援協議会相談支援部会」の企画・運営(進行、課題整理等)を行う。地域生活支援拠点等の整備に向けての協議。 ・具体的なケースについて、サービス調整や地域連携のための体制づくりやそのための課題検討を行う。また、そこから抽出した地域課題や社会資源の開発について「障がい者総合支援協議会」へ提言する。
(2)射水市障がい者総合支援協議会の開催及び運営並びに構成員に対する専門的な指導、助言等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者総合支援協議会」の開催と運営のための連絡調整を行うとともに、個々の具体的なケースから抽出した課題について検討し、助言する。 ・相談員に対し、障がい理解やケアマネジメント技術の向上を図るための研修会を実施する。
(3)市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した事業実施計画の作成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4ヶ所の相談支援事業所の支援体制の強化を図り、専門機能に沿った支援ができるよう連携を図る。

射水市における障がい者相談支援体制

(R 2 . 4 . 1 現在)



【第5期障害福祉計画における方針】



【障がい者福祉サービス目標】

- 福祉施設入所者の地域生活への移行 113人 ⇒ 110人（施設入所者数）
 - ・地域移行、地域定着の推進
 - ・訪問系サービスの充実
 - ・自立支援援助の充実
 - ・グループホームの整備
 - 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行
 - 地域生活支援拠点の整備 1ヶ所
 - 福祉施設から一般就労への移行の推進 年間一般就労移行者 15人（実績10人）
 - 就労移行支援事業の利用促進 年間利用者 27人（実績23人）
 - ・就労支援による職場体験や就労に必要な訓練、就職活動支援、就労定着支援の取り組みを推進
- 〈障がい児福祉サービス〉
- 児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所サービスの整備
 - 医療型児童発達支援の充実
- 〈地域生活支援事業〉
- 障がい者の理解促進研修、啓発事業の推進
 - 成年後見制度利用支援事業による権利擁護事業の促進
 - 自発的活動支援事業による地域での障がい者活動の機会の拡大
 - 手話奉仕員養成、意思疎通支援等による障がい者の社会参加促進
 - 地域活動支援センター事業の整備
 - 障がい者虐待防止センター相談窓口の拡充
 - ひきこもり対策支援体制の確立

【その他・市独自の取り組み】

- 〈ひきこもり支援対策〉（新規）
- ひきこもり対策の取り組み
ひきこもり対策ワーキンググループによる支援対策の調査検討を行う。
- 〈障がい者の差別解消の推進及び虐待の防止〉（拡充・継続）
- 被害拡大の防止
本市には、障がい者虐待防止センターが市役所に設置されている。また、差別解消支援地域協議会を運営しその対策に当たる。
市役所窓口のほか、社会福祉協議会や民生児童委員等を介して相談業務等を行うが、早期発見、早期対応のため、相談窓口を障害福祉事業所等にも拡充し、より身近な相談窓口として利用できるように拡充、拡大を図る。また、広報啓発にも力を入れて、一般市民の方々にも虐待や差別が防止できる協力体制づくりを進める。

第5期射水市障害福祉計画進捗状況

1 障がい者福祉サービス

	平成30年度実績 (月平均利用状況) 〈第5期計画〉		令和元年度見込 (1か月あたり)		令和元年度実績 (月平均利用状況)		令和2年度見込 (1か月あたり)	
	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)
① 居宅介護等訪問系サービス	47.8	553.6	62	780	47.1	584.4	66	822
② 生活介護	262.5	5,086.5	280	5,600	258.8	5,008.0	288	5,760
③ 療養介護	25.0	—	25	—	28.0	—	25	—
④ 自立訓練（機能訓練）	0.7	11.8	1	18	2.6	41.6	1	18
⑤ 自立訓練（生活訓練）	3.1	29.5	6	90	0.6	7.0	7	105
⑥ 就労移行支援	19.3	327.8	24	480	10.8	195.5	27	540
⑦ 就労継続支援A型	82.7	1,552.1	84	1,680	87.8	1,608.2	88	1,760
⑧ 就労継続支援B型	124.3	2,013.6	112	1,904	143.8	2,279.8	114	1,938
⑨ 就労定着支援	0.0	—	1	—	0.2	—	1	—
⑩ 短期入所	40.8	208.4	53	265	42.0	205.5	59	295
⑪ 共同生活援助 (グループホーム)	41.8	—	49	—	44.1	—	50	—
⑫ 施設入所支援	109.3	—	110	—	108.1	—	110	—
⑬ 相談支援	100.3	—	110	—	119.8	—	120	—
⑭ 地域移行支援	0.0	—	1	—	0.2	—	1	—
⑮ 地域定着支援	0.8	—	1	—	0.6	—	2	—

2 障がい児福祉サービス

	平成30年度実績 (月平均利用状況) 〈第5期計画〉		令和元年度見込 (1か月あたり)		令和元年度実績 (月平均利用状況)		令和2年度見込 (1か月あたり)	
	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)
① 児童発達支援	54.7	338.6	65	390	52.6	300.6	70	420
② 医療型児童発達支援	3.9	32.5	6	60	4.5	36.6	7	70
③ 放課後等デイサービス	100.6	1,091.8	95	950	115.9	1,259.3	100	1,000
④ 保育所等訪問支援	0.5	0.5	1	1	0.0	0.0	1	1
⑤ 障がい児相談支援	34.1	—	32	—	35.1	—	34	—

※平成30年度実績は、H30.3～H31.2利用者の平均値、令和元年度実績は、H31.3～R2.2利用者の平均値

《障がい者福祉サービス》

- ① 居宅介護等訪問系サービスについては、令和元年度利用者は、計画値62人に対し実績は47.1人（76.0%）、利用時間は計画値780時間に対し実績は584.4時間（75.0%）であり、計画値をやや下回っている。
- ⑤ 自立訓練（生活訓練）については、計画値6人に対して利用者実績は0.6人（10.0%）で計画値を大きく下回っている。自立訓練は、入所施設や病院を退所・退院した方が地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上のための支援が必要な方が対象となっているが、地域生活移行への理解や支援が難しい状況にある。
- ⑥ 就労移行支援については、計画値24人に対して利用者実績は10.8人（45.0%）で計画値を下回っている。前年度比較では8.5人（44.0%）の減である。理由として、新規の支給決定者数は前年度並みであったが、年度後半の支給開始やアセスメントのみの利用など利用期間が短いケースが多かったこと等が要因と考えられる。
- ⑦ 就労継続支援A型については、計画値84人に対して利用者実績は87.8人（104.5%）である。前年度比では5.1人（6.2%）の増である。雇用契約により最低賃金が保障されることから、就労経験がある精神障がい者や発達障がい者の利用者が増加している。事業所と相談支援専門員が連携し、継続した利用ができるよう支援を行っている。
- ⑧ 就労継続支援B型については、計画値112人に対して利用者実績は143.8人（128.4%）である。前年度比では19.5人（15.7%）の増である。就労継続支援B型は、高い工賃は望めないが、就労や生活能力向上のための訓練や支援を受けることができるため、就労に向けてより長期的な視点での支援が必要な障がい者が継続して利用している状況にある。また、市内に就労移行支援事業所がなくなったこと等も増加の要因と考えられる。
- ⑩ 短期入所については、計画値53人に対し利用者実績は42.0人（79.2%）、利用日数は計画値265日に対し実績205.5日（77.5%）と計画値をやや下回っている。
- ⑪ 共同生活援助（グループホーム）については、計画値49人に対し利用者実績は44.1人（90.0%）である。前年度比では2.3人（5.5%）の増である。
- ⑬ 計画相談支援については、計画値110人に対し利用者実績は119.8人（108.9%）で計画をやや上回っている。計画相談支援は全員につけている。

《障がい児福祉サービス》

- ① 児童発達支援については、令和元年度計画値65人に対し利用者実績は52.6人（80.9%）であり、計画をやや下回っている。
- ② 医療型児童発達支援については、計画値6人に対し利用者実績は4.5人（75.0%）で計画をやや下回っている。
- ③ 放課後等デイサービスについては、計画値95人に対し利用者実績は115.9人（122.0%）で計画を上回っている。利用日数は計画値950日に対し実績は1,259.3日（132.6%）と上回っている。前年度比では利用者実績は15.3人（15.2%）の増、利用日数は167.5日（15.3%）の増である。理由として、平成30年度に事業所が2か所開設され、利用しやすくなったことや、新規の支給決定者数が増加したこと等が要因と考えられる。
- ⑤ 障がい児相談支援については、計画値32人に対し利用者実績35.1人（109.7%）で計画をやや上回っている。希望される方は年々増加傾向にある。計画相談支援は全員につけている。

3 地域生活支援事業

	平成30年度実績 〈第5期計画〉		令和元年度見込		令和元年度実績		令和2年度見込	
① 相談支援事業所	1事業所		1事業所		1事業所		1事業所	
② 意思疎通支援事業	1事業所	88件	1事業所	77件	1事業所	75件	1事業所	79件
③ 日常生活用具給付事業	2,332件		2,268件		2,265件		2,283件	
④ 移動支援事業	26人	609h	20人	670h	17人	414h	20人	670h
⑤ 地域活動支援センター事業	4事業所		4事業所		4事業所		4事業所	
⑥ 成年後見制度申立	1件		1件		0件		3件	
⑦ 成年後見制度報酬支払	0件		1件		3件		1件	
⑧ 市民後見人養成研修	7人		10人		10人		10人	
⑨ 日中一時支援事業	20事業所	105人	20事業所	100人	20事業所	94人	20事業所	100人
⑩ 訪問入浴サービス事業	2事業所	2人	2事業所	2人	2事業所	4人	2事業所	2人
⑪ 生活訓練事業	2事業	81人	2事業	86人	2事業	86人	2事業	87人
⑫ 本人活動支援事業	2事業	83人	2事業	90人	2事業	78人	2事業	90人
⑬ ボランティア活動支援事業	1事業	22人	1事業	37人	1事業	26人	1事業	37人
⑭ スポーツ・レクリエーション教室開催	1事業	56人	1事業	68人	1事業	33人	1事業	68人
⑮ 点字・声の広報等発行事業	3事業	63人	3事業	52人	3事業	61人	3事業	52人
⑯ 手話奉仕員養成研修	2講座	27人	2講座	26人	2講座	26人	2講座	26人
⑰ 朗読奉仕員養成研修	1講座	37人	1講座	40人	1講座	36人	1講座	40人
⑱ 点訳奉仕員養成研修	1講座	6人	1講座	10人	1講座	4人	1講座	10人
⑲ 自動車運転免許取得・改造助成事業	2事業	5人	2事業	4人	2事業	4人	2事業	4人

② 意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業については、富山県聴覚障害者協会に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を委託しているもので、令和元年度計画値が77件に対し実績は75件（97.4%）でほぼ計画どおりである。

④ 移動支援については、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促進するもので、計画値20人に対し利用者実績は17人（85.0%）である。

⑧ 市民後見人養成研修については、呉西地区成年後見センターが開催する講座の基礎研修修了者と実務研修修了者の合計人数である。計画値10人に対し実績は10人である。

⑨ 日中一時支援事業については、計画値100人に対し利用者実績は94人（94.0%）でほぼ計画どおりである。

⑮ 点字・声の広報等発行事業については、広報いみず等の点訳事業、新聞等のリーディングサービス事業、広報いみず等の音訳事業の3事業であり、点訳登録者が28人、音訳登録者が33人の計61人である。計画値52人に対し117.3%の実績となっている。

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。

必要な機能は、次の5つであり、第5期障害福祉計画において令和2年度末までの整備を目標としています。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

本市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」を前提とした検討をしております。

○スケジュール

令和2年 4月～ 地域生活支援拠点ワーキングの開催（毎月）

- ・相談支援事業所やサービス提供事業所に対するヒアリングの実施（既存のサービスの整備状況、地域のニーズや課題の整理）
- ・障がい者福祉に関するアンケート調査の実施（障がい者のニーズ把握）
- ・事業所が担える機能や役割、提供できるサービスの活用の検討、協力・連携体制等の明確化
- ・既存するサービスや事業所の連携だけでは確保できない機能の充足方法の検討
- ・不足する機能の新たな整備・構築に向けての検討
（例：身体障がい者の受け入れ施設、医療的ケアが必要な方への対応等）

11月 第2回障がい者総合支援協議会

- ・課題への対応策について協議、検討

令和3年 2月 第3回障がい者総合支援協議会

- ・地域生活支援拠点の整備方針の決定

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

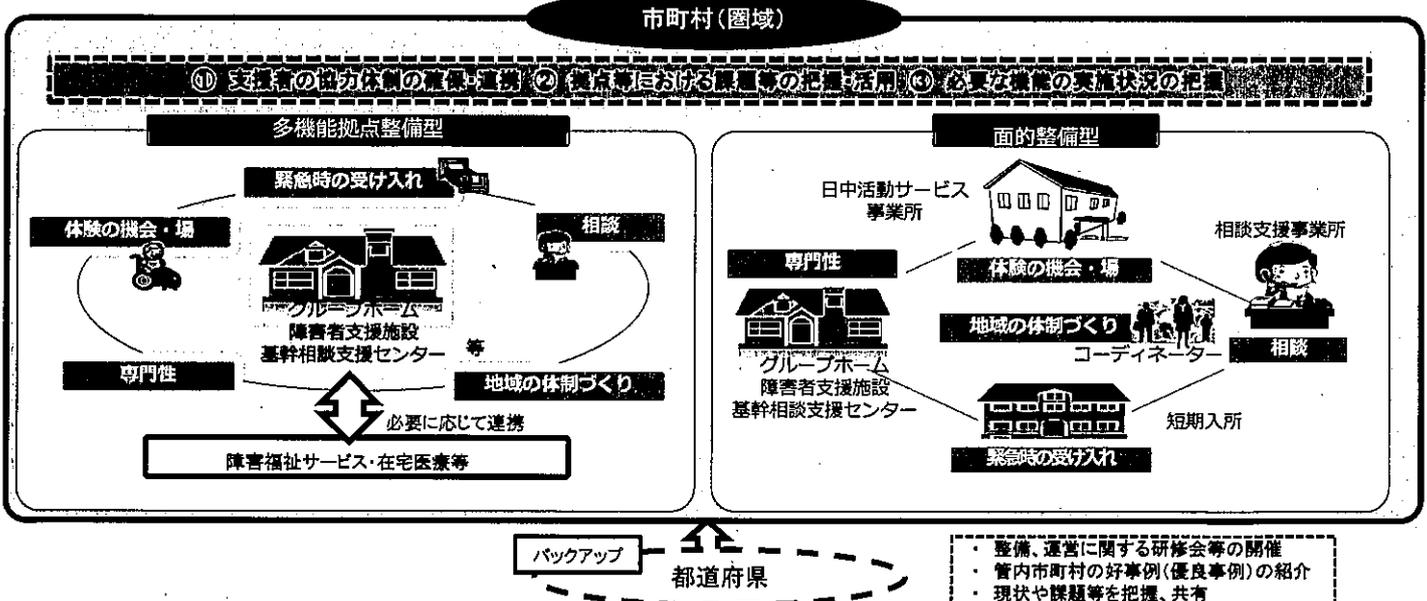
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



第 6 期射水市障害福祉計画について

「射水市障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、市が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び生活支援事業のサービスを提供するため基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定める計画です。

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という）を定めるものとする。

現行の第 5 期射水市障害福祉計画及び第 1 期射水市障がい児福祉計画が令和 2 年度で終了することから、今年度は、計画期間が令和 3 年度から 5 年度までの第 6 期射水市障害福祉計画及び第 2 期射水市障がい児福祉計画を策定するものです。

射水市第 2 次障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、長期的視点に立った障がい者福祉の施策に係る総合的な計画で、計画期間は平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間です。また、障害福祉計画は、障がい者基本計画に位置付けられた施策を具体的に地域で提供するための計画です。

○今後の策定のスケジュール

令和 2 年 7 月 障がい者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を実施
無作為抽出による約 2 割（1,000 人）に郵送

手帳所持者数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳 3,492 人

療育手帳 705 人

精神障がい者保健福祉手帳 586 人

合 計 4,783 人

11 月 第 2 回射水市障がい者総合支援協議会（計画素案）

1 月 パブリックコメント・富山県と意見交換

令和 3 年 2 月 第 3 回射水市障がい者総合支援協議会（案）

3 月 計画策定

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%、6カ月後 86%、1年後 92%(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

障企発 0519 第 1 号
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付けで、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成作業に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の各地域における感染状況等を考慮いただき、感染拡大防止の観点から、当面は「3つの密」を避けていただくことに留意しつつ、アンケート調査の実施やデータの分析など外出・訪問を要しない作業を行うなど、柔軟に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 30 年度から令和 2 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。
- (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。
- (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨
を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。
- (5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
 - ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね

1.23倍以上を目指すこととする。

- ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。